

資料

養護教諭の学校危機管理への位置づけの実態と課題

難波 知子*¹

要 約

本研究の目的は、従来の学校安全の中核を担ってきた養護教諭の危機管理への位置づけの実態と課題を明らかにすることである。2022年5-6月、A 県の高等学校の養護教諭121人に対して質問紙調査を実施した（回収率46.2%）。その結果、学校危機管理における養護教諭に対する役割期待は、「強く感じる・感じる」群が46人（82.1%）、「あまり感じない・感じない」群が10人（17.9%）であった。勤務校の学校危機管理マニュアルに関しては、「作成に関わったことが有る」が15人（26.8%）、「養護教諭の役割が明記されている」が37人（66.1%）、「学校保健の危機管理に関する項目が含まれている」が32人（57.1%）であった。マニュアルに学校保健の危機管理項目を含めるべきかについては、「強く思う・思う」が43人（76.8%）おり、その理由として「保健分野の危機管理を全教職員で認識して迅速に対応する」、「感染症を災害級の学校危機として捉えなおす」必要性が抽出された。学校危機管理における養護教諭の位置づけを明確にするためには、学校保健上の危機を「健康危機」として概念化し、共有される必要があると考える。

1. 緒言

学校における教育活動は不測の事態が生じる可能性があるという意味で常にリスクをもち得る。とりわけ、未熟な学習者が新たな経験をする場面はリスクに満ちており、一方では、安全と安心を保障することも同時に求められる。

学校危機管理の実践枠組みは、「安全管理と安全教育」を柱とする学校安全を基盤にして構築されてきたとされる¹⁾。学校安全という概念はその登場当初においては健康・保健という概念の中に包含されており、以降も、「保健教育、保健管理」の視点から児童生徒の災害（受傷、疾病）抑止が最大の焦点とされてきた²⁾。一方、学校危機管理においては、2000年代以降は、相次ぐ事件、事故、不祥事に対応する形で関わる多くの政策的アプローチがなされ、各学校においては何らかの個別の事件・事故に対する対処を重視する、事件対処型の危機管理観が強化された¹⁾。2018に文部科学省が発行した「学校の危機管理マニュアル作成の手引」²⁾には、「様々な事故（頭頸部外傷・熱中症・食物アレルギー）、不審者

侵入、登下校の緊急事態（不審者）、交通事故、気象災害、地震・津波、新たな危機事象（ミサイル）等の被害」が対象リスクとして挙げられている。危機それ自体が多様に定義され、それに伴い危機管理という用語自体が多様な意味を持ち合わせるため、学校における危機管理概念それ自体は必ずしも明確なわけではない。しかしながら、学校と学校に関わるすべての人の安全と安心を確保するという実践上の重要課題への対応が最優先されることについては、共通認識が成立するとも考えられる。

本研究の対象とした養護教諭は、学校保健活動の中核を担う専門職として、日常の教育活動を通して、勤務校のすべての子どもたちの健康保持（健康管理）と健康増進（健康教育）を行う活動を担う役割があると規定されている³⁾。そのため、学校における救急看護活動と全校生徒の保健管理の機能をない合わせた活動により、子どもの命を守る専門職として学校危機管理に携わってきた。しかしながら養護教諭の学校危機管理への位置づけの前提となっている理念型⁴⁾（あるべきモデル＝典型）は不明確である。

*1 川崎医療福祉大学 医療技術学部 健康体育学科
 （連絡先）難波知子 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学
 E-mail : t-nanba@mw.kawasaki-m.ac.jp

そこで、本研究は、養護教諭の危機管理への位置づけの実態と課題を明らかにすることを目的とした。これにより、学校における危機管理体制の改善に資する知見を提示できるものとする。

2. 方法

2.1 調査対象者と方法

調査対象者は、A県の高等学校に勤務する養護教諭及び養護助教諭121人とし、無記名自記式の質問紙調査票を用いて実施した。養護教諭経験年数は、岡山県教育委員会作成の育成指標を基にして分類した（新採用・若手：1～3年，中堅前半：4～15年，中堅後半：16～24年，ベテラン：25年以上）。なお、本調査は、A県高等学校養護部会理事会の了解を得たのち、調査対象者の勤務校宛に研究計画書、倫理説明書、質問紙及び返信用封筒を同封して郵送した。

2.2 調査時期と質問内容

令和4年5月下旬から6月末に設定した。質問内容は、基本情報（経験年数、勤務経験）と学校危機管理における養護教諭の位置づけ、及び学校危機管理マニュアルに関する4項目（①作成の関与、②役割の明記、③学校保健の危機管理に関する項目の有無及び④含める必要性）を設定した。

2.3 分析方法

調査結果の解析は、定量的データは単純集計を行い、定性的データは、KJ法に準じて意味内容別に分類し、カテゴリ化して表にまとめた。分析結果は、高等学校に勤務する養護教諭2名による妥当性の確認を行った。なお、学校危機管理における養護教諭の役割自認のデータは、1名分の記載内容について、文部科学省のマニュアルと共通している Coombs (2012)⁵⁾の3段階モデルを参考にして分類した。統計処理にはMicrosoft Excelの分析ツールを用いた。

3. 結果

質問紙の回答者は56人、回答率は46.2%であった。文中の記述データ分析結果は、【 】はカテゴリ、< >はサブカテゴリ、()は件数を示す。

3.1 学校危機管理における養護教諭の役割に対する重要視感と理由

表1に、学校危機管理における養護教諭の職務に対する重要視感について示した。4件法で問うた結果、職務が重要視されていることを「強く感じる」が19人(33.9%)、「感じる」が27人(48.2%)、「あまり感じない」が10人(17.9%)、「感じない」の回答者はいなかった。

表2に、学校危機管理における役割期待の選択理由を示した。34の記述データを分析した結果、「強く感じる」および「感じる」の回答者からは【学校危機の発生直後に役割機能を求められる(13)】、【危機管理について専門職としての意見を求められる(8)】、【危機管理体制づくりへの関与を求められる(5)】、【危機管理の潤滑油の役割を求められる(1)】、「あまり感じない」の回答者からは、【学校危機において養護教諭の役割認知は低く、重要な存在とまでの認識は感じにくい(7)】の理由が抽出された。

3.2 学校危機管理における養護教諭の役割自認

表3には、学校危機管理における養護教諭の役割自認について示した。52人のデータを分析した結果、「危機前」の役割自認では、【危険予測と日常的な未然防止活動(6)】、【最悪の事態を回避できる危機意識の醸成と体制整備への関与(8)】、「危機対応」には、【命を守る救急対応の実施(8)】、【早期対応に導く、情報共有と行動連携の調整(8)】、「危機前と危機対応」の記載内容は、【危機管理体制づくり+救護物品管理と救急対応(7)】、【未然防止活動+救急対応(7)】、さらに、「危機前と危機対応と危機後」の全段階に渡る役割自認には、【事前、事故発生時、事後の危機管理を関連付ける活動(8)】が抽出された。

表1 養護教諭の経験年数・現任校の勤務年数別学校危機管理における養護教諭の職務の重要視に対する認識

属性	合計	養護教諭経験年数				現任校での勤務年数							
		新採用・若手		中堅前半		中堅後半		ベテラン		1年未満	1～3年未満	4～7年未満	8年以上
		1～3年	4～15年	16～24年	25年以上								
回答者数	56	9	20	16	11	13	14	17	12				
回答	N %	n %	n %	n %	n %	n %	n %	n %	n %	n %	n %	n %	n %
強く感じる	19 33.9	3 33.3	4 20.0	7 43.8	5 45.5	8 61.5	3 21.4	5 29.4	3 25.0				
感じる	27 48.2	3 33.3	13 65.0	6 37.5	5 45.5	4 30.8	7 50.0	11 64.7	5 41.7				
あまり感じない	10 17.9	3 33.3	3 15.0	3 18.8	1 9.1	1 7.7	4 28.6	1 5.9	4 33.3				

*養護教諭経験年数は、岡山県教育委員会作成の育成指標を基にして分類した（新採用・若手：1～3年，中堅前半：4～15年，中堅後半：16～24年，ベテラン：25年以上）

表2 学校危機管理における養護教諭の職務に対する重要視感と理由(N=34コード)

カテゴリ	n	選択理由の主な記述内容	重要視感		
			強	普	少
学校危機の発生直後に役割機能を求められる	13	・自然災害、感染症、熱中症、事故、不審者など発生直後の対応も求められる。 ・学校内で生じる問題、生徒が抱える問題の多くが保健室に持ち込まれ、相談や対応に当たることが多い。	6	7	—
危機管理について専門職としての意見を求められる	8	危機管理の内容について、気になることがあった場合は、管理職を含め教員からの質問の問い合わせが養護教諭となることが多いように感じている。	2	6	—
危機管理体制づくりへの関与を求められる	5	・救急体制、コロナ対応、学校安全など生徒、教職員への危機意識向上を求められたため。 ・教職員対象の危機管理に関わる研修の企画・運営を行う場合も多い。	—	5	—
危機管理対応の潤滑油の役割を求められる	1	・中規模校のためか、感染症対応の計画は管理職行い、校内での感染症対策がスムーズに行われるような役割を養護教諭に求められている。	—	1	—
学校危機において養護教諭の役割認知は低く、重要な存在とまでの認識は感じにくい	7	・有事の時に重要視されるが、学校保健に対する関心度は低い。管理職も、個人差が大きく、養護教諭の危機管理への役割期待は異なる。 ・マニュアルに名前は入っているが、他の教諭と比較して重要視されているとは思えない。 ・マニュアルが改訂で追加された感染症対策について養護の役割の記載が一切ない。	—	1	6

注) 重要視感：強く＝強く感じる、普通：感じる、少し：あまり感じない、の選択結果

表3 危機管理プロセスの段階別に分類した養護教諭の役割自認 (N=52人)

段階	N	カテゴリ	n	代表的な記述内容の抜粋
危機前	14	危険予測と日常的な未然防止活動	6	○健康診断結果等の把握、情報共有でトラブルを最小限にできるように日ごろから努める/生徒の心身の健康問題や感染症の知識、外傷の対応など緊急対応に当たる力をBrushUPしておく専門職。 ○マニュアルが基本に有るので役割は決まっており、負傷時の対応、心理的問題の対応があると思うが、未然防止という面から予測や情報共有も重要。
		最悪の事態を回避できる危機意識の醸成と体制整備への関与	8	○組織の一員として、養護の視点での気づきは大きい。常に、最悪の事態を回避できる教職員の意識向上と、校内体制を整える役割がある。 ○勤務校において不足しているリスク管理事項について具体的な準備、研修、保健指導の必要性を考え、具体化を図る。他職員を巻き込んで問題意識を共有し、解決策を考え、対応できるようにする。 ○学校保健の専門家として、様々な立場の人々をつなぐキーパーソンとして適切に動く。そのために必要な情報をわかりやすく提示し学校全体の行動化に結び付ける。
危機対応	16	命を守る救急対応の実施	8	○救急対応が主。全体の指揮は管理職だと思うが、緊急時はほとんどの教職員が慌てているため、常に冷静に判断、指示しなければならない立場・役割。 ○災害発生時の児童生徒の安否確認、健康状態の把握、心のケア、ストレス症状に関する対応と啓発。
		早期対応に導く、情報共有と行動連携の調整	8	○一番に生徒の状態を把握し、管理職や担任に報告するという第一発見者(発信者)になりうるため、冷静に状況を確認、把握していく役割。 ○有事における健康観察、管理、非常時の各職種とのコーディネート。
危機前+危機対応	14	危機を想定した保健管理と保健指導	7	○危機管理体制を整えることで、緊急時に備える。/・養護教諭として緊急時に役割を果たす。/・常にシミュレーションを行うことで、起こりうる危機に備える。/生徒や教職員に情報を伝える。/・専門性を生かした教育・指導を行う。 ○救急処置の他、体制がスムーズに動くよう、意識づけを図ったり物品を整備、点検するなど目を配ること。
		未然防止活動+救急対応	7	○緊急時には他の教職員と連携して対応に当たるとともに、平常時には保健指導、健康管理、環境衛生検査を通して、事故等の予防に努める役割。 ○事故や障害につながる危険を日々の来室者の傷病の原因や状況から分析し、報告したり、改善したり、保健指導を実施したりすることで未然に防ぐ。/・緊急時に備えて、記録やマニュアルを作成し、態勢を整える。/・災害、事件、事故等が起きた際の生徒の心身のサポート。
全段階	8	事前、事故発生時、事後の危機管理を関連付ける活動	8	・実際の緊急時の判断/・緊急時の備え(体制づくり、物品の管理、シミュレーションなど)/・事後のケア ・事前の危機管理として体制づくりや研修、安全点検や安全教育など事項に対する備えが大切であり、その計画立案や実行なども役割である。また、事故が起こったときには、救急処置や対応、事故後にも心のケアなども役割の一つと考える。

注) 段階は、危機管理プロセスが文部科学省のマニュアルと共通しているCoombs(2012)⁵⁾の3段階モデルを参考とした。

3.3 新型コロナウイルス感染症対応における養護教諭の困難感

表4には、新型コロナウイルス感染症対応において、養護教諭として最も苦慮したことを問うた結果を示した。75コードを内容分析した結果、【養護教諭と他教員との危機意識の差により感染症対策の徹底が図れない(23)】、【教職員間での共通認識が成立せず、組織的な感染症対策にまで至れない(21)】、【管理職のサポートが得られない(5)】、【感染症対策以外の養護教諭の職務が十分に行えない(14)】、【新興感染症に対して根拠を探りながら対応を行わなければならない(12)】の5つのカテゴリに分類された。

3.4 学校危機管理マニュアルにおける養護教諭の位置付け

表5に勤務校における学校危機管理マニュアル（以降、マニュアル）に関する問いへの回答を示した。「作成に関わったことが有る」養護教諭は15人（26.8%）、「養護教諭の役割が明記されている」は37人（66.1%）、「学校保健の危機管理に関する項目が含まれている」は32人（57.1%）であった。また、マニュアルに学校保健の危機管理項目を含める必要性については、「強く思う・思う」が43人（76.8%）であった。表6に示した上記結果の選択理由には「保健分野の危機管理も全教職員が認識して迅速に対応できる(24)」、「新型コロナ対応から、感染症を災

表4 新型コロナウイルス感染症対応における養護教諭の困難感（N=75コード）

カテゴリ	n	代表的な記述内容の抜粋
養護教諭と他教員との危機意識の差により感染症対策の徹底が図れない	23	・危機意識の差を感じ、伝えたいこと、対応、対策について十分な理解、協力を得ることが、教職員も生徒も難しく感じた（早退、消毒、黙食、マスクの着用）。 ・コロナを学校全体の危機と捉え、全体で動きたいとき（初期）に、養護教諭主導では、なかなか統制を取りづらかった。
教職員間での共通認識が成立せず、組織的な感染症対策にまで至れない	21	・事業部（科）が複数あり（校内に学校が複数あるイメージ）、陽性者の把握と情報共有が難しい。所属事業部以外の生徒は、関係ないと思っている先生方がいらっしゃる。 ・チームとしての対応ができていなかったように感じる（他の校内分掌との対策会議はほぼなかった）。
管理職のサポートが得られない	5	・管理職にはリーダーシップをとってもらいたかった。文書を下すだけではなく先生方に「心を一つに」など、コロナ対応はチームプレーであることを投げかけてほしい。
感染症対策以外の養護教諭の職務が十分に行えない	14	・行事等で感染症対策係と救護係のどちらも養護教諭がキャップになること、救護としていつでも動けるようにしておきたいが、感染症対策で動かないといけなことがある。
新興感染症に対して根拠を探りながら対応を行わなければならない	12	・新興感染症で最初はエビデンスもなく、何をどこまで対応すればよいかわからなかったことに最も苦労した。

表5 勤務校における学校危機管理マニュアルに関する問いへの回答

質問	回答	n	%
「学校危機管理マニュアル」の作成への関与	ある	15	26.8
	ない	38	67.9
	無回答	3	5.4
「学校危機管理マニュアル」における、養護教諭の役割の明記	ある	37	66.1
	ない	9	16.1
	無回答	10	17.9
「学校危機管理マニュアル」における学校保健（健康）の危機管理の項目	含まれている	32	57.1
	含まれていない	23	41.1
	無回答	1	1.8
「学校危機管理マニュアル」に、学校保健（健康）の危機管理を含める必要性	強く思う	17	30.4
	思う	26	46.4
	あまり思わない	11	19.6
	思わない	1	1.8
	無回答	1	1.8

注) 数値の網掛け箇所は、回答の最高値 (%) を示す

表6 学校危機管理マニュアルに学校保健（健康）危機管理の項目を含める必要性の回答理由（N=42）

カテゴリ	N	代表的な記述内容
保健分野の危機管理も全教職員が認識して迅速に対応できる	24	○学校危機管理マニュアルでは、防災がメインとして認識されがちであるので、保健の分野の危機管理を全教職員に認識するためにも含めるべき。 ○新型コロナウイルス感染症発生時に現在のマニュアルが使用できるものだったかという疑問があるため。 ○感染症や食中毒の発生時にも迅速かつ適切でしかも最悪の事態も想定しながら動く必要があるため、誰が中核となり判断し、全体を動かすか、指揮系統がはっきりしたほうがよい。
新型コロナ対応から、感染症を災害級の学校危機として捉えなおす必要を実感した	12	○新型コロナ感染症の流行により感染症のまん延が災害に匹敵する事態だと感じている。養護教諭だけでは対応が難しく、組織で役割分担し、非常時にすぐ動ける体制が必要だと感じているから。 ○感染症は、集団生活の場である学校において、流行をさせないために、最も必要とする危機だと感じたから。 ○感染症の流行が、学校の教育活動を止めてしまうことを経験したから。
既存の配布資料と学校危機管理マニュアルの一元化の必要性を感じる	6	○校内消毒計画や吐物処理等のマニュアルと一元化してもよいと考えたため。 ○県の保健体育課が発行している「学校保健、安全、給食管理の手引」をもとに本校の学校危機管理マニュアルに必要な部分を入れると教員全体に周知ができる。学校保健の危機に対する意識も高まるのではないかと。

害級の学校危機として捉えなおす必要を実感した(12)」などの意見が抽出された。

4. 考察

文中「」は、回答者の生データからの引用を示す。

4.1 養護教諭の学校危機管理への位置づけの形態と課題

本調査において、学校危機管理において、養護教諭の職務は重要視されていることについて、「強く感じる・感じる」回答者は約8割と高率であった。その理由は、同僚からの養護教諭に対する「救急体制、コロナ対応、学校安全など生徒、教職員への危機意識向上を求められたため」、「危機管理の内容について、気になることがあった場合は、管理職を含め教員からの質問の問い合わせが養護教諭となることが多いように感じている」といった、「危機管理について専門職としての意見を求められる」や「危機管理体制づくりへの関与を求められる」といった他者承認によるものがあつた。さらに、回答が捉えた危機管理における役割自認を、危機対応の3段階モデル⁵⁾で分類した結果からは、「勤務校において不足しているリスク管理事項について具体的な準備、研修、保健指導の必要性を考え、具体化を図る。他職員を巻き込んで問題意識を共有し、解決策を考え、対応できるようにする」ことにより、危機の発生前から、【最悪の事態を回避できる危機意識の醸

成と体制整備への関与】をしているとし、危機発生時には、【命を守る救急対応の実施】はもとより、「一番に生徒の状態を把握し、管理職や担任に報告するという第一発見者（発信者）になりうるため、冷静に状況を確認、把握して行く役割」を担うことで【早期対応に導く、情報共有と行動連携の調整】する役割が見出せた。さらに、「事前の危機管理として体制づくりや研修、安全点検や安全教育など事項に対する備えが大切であり、その計画立案や実行なども役割である。また、事故が起こったときには、救急処置や対応、事故後にも心のケアなども役割の一つと考える」とし、危機対応の全段階を見据えて【事前、事故発生時、事後の危機管理を関連付ける活動】をしている役割自認もあつた。これらの結果から、学校危機管理において、管理職や同僚から養護教諭の専門知が尊重された役割期待を感じており、且つ、自身の役割認識が高い実態が実証された。また、本調査の養護教諭は、「校内での感染症対策がスムーズに行われるような役割を養護教諭に求められている」ことで【危機管理対応の潤滑油】の役割を期待されたり、「組織の一員として、養護の視点での気づきは大きい。常に、最悪の事態を回避できる教職員の意識向上と、校内体制を整える役割がある」、「学校保健の専門家として、様々な立場の人々をつなぐキーパーソンとして適切に動く。そのために必要な情報をわかりやすく提示し学校全体の行動化に結び

付ける」役割を自認したりしており、「リスクコミュニケーション（以下RC）」を促進する機能を担っていたことが推測される。RCとは「人の健康または環境に対するリスクについての個人・集団・組織間の双方向的な情報（意見）交換の過程」または、「個人、集団、組織間の双方向的な情報交換過程であり、リスク自体の性質に留まらず、リスク管理に関係する法的枠組みや体制、また対応状況に関する情報、人々の不安や意見など幅広い多様なメッセージを含む」と定義されるからである。その目的は、「説得」するものではなく、「サポート」し「力を与える」こととされており⁷⁾、構成要素には、関係者が相互の情報を交換し信頼と理解を促進する「双方向」コミュニケーションが必須と考えられている⁶⁾。しかしながら、医療従事者における危機管理の専門領域においてもRCという概念は広く普及しておらず⁶⁾、養護教諭がRCを意識して実施している可能性は低い。実践者自身がRCの概念を形成し、自覚した実践を行うことで、養護教諭の危機管理への位置づけを明確にすることにつながるものとする。

一方で、学校危機管理における養護教諭の職務に対する重要性を「あまり感じない」とした約2割の回答者は「有事の時に重要視されるが、学校保健に対する関心度は低い。管理職も、個人差が大きく、養護教諭の危機管理への役割期待は異なる。」、「マニュアルに名前は入っているが、他の教諭と比較して重要視されているとは感じない」との選択理由を述べていた。加えて、新型コロナ対応においても最も苦慮した点として、【養護教諭と他教員との危機意識の差により感染症対策の徹底が図れない】、【教職員間での共通認識が成立せず、組織的な感染症対策にまで至れない】、【管理職のサポートが得られない】といった学校保健活動を組織的に行う上でのコードが3分の2を占めていた。これらの困難感、新型コロナ感染症による公衆衛生上の緊急事態が生じたことで、教諭の専門領域ではない保健活動が最優先とされたため、通常教育業務が停滞されることにより顕在化した課題とも捉えられる。さらに、【新興感染症に対して根拠を探りながら対応を行わなければならない】という特有の困難感が有る中で、養護教諭の立場から「危機意識の差を感じ、伝えたいこと、対応、対策について十分な理解、協力を得ることが、教職員も生徒も難しく感じた（早退、消毒、黙食、マスクの着用）」という課題を感じていた。これらの結果からは、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（COVID-19パンデミック⁸⁾）という「災害級の健康危機」の状況下にあっても、多くの養護教諭が他教員との危機意識の温度差に苦慮し

ており、専門知を尊重されない中で職務を遂行している実態と課題のあることを見出した。

4.2 学校危機管理マニュアルにおける養護教諭の位置付け

勤務校の危機管理マニュアルに関する質問に対して、約7割が「養護教諭の役割が明記されている」と回答したものの、「作成に関わったことが有る」者は3割未満と少なく、「マニュアルが改訂で追加された感染症対策について養護の役割の記載が一切ない。」といった記述もみられた。そのためか、学校保健の危機管理項目をマニュアルに含める必要性について、「強く思う・思う」養護教諭が約8割と大半を占めた。その理由として「新型コロナ感染症の流行により感染症のまん延が災害に匹敵する事態だと感じている。養護教諭だけでは対応が難しく、組織で役割分担し、非常時にすぐ動ける体制が必要だと感じている」ため【保健分野の危機管理も全教職員が認識して迅速に対応できる】からであり、「感染症や食中毒の発生時にも迅速かつ適切でしかも最悪の事態も想定しながら動く必要があるので、誰が中核となり判断し、全体を動かすか、指揮系統がはっきりしたほうがよい」といった【新型コロナ対応から、感染症を災害級の学校危機として捉えなおす必要を実感した】ことなどを理由として述べていた。加えて、「コロナを学校全体の危機と捉え、全体で動きたいときに、養護教諭主導では、なかなか統制を取りづらかった」と感じていた養護教諭もいた。これらからは、学校保健上の危機が、学校危機の対象リスクとして認識されにくく、養護教諭の位置付けがあいまいになっている実態のあることがうかがわれる。文部科学省発行の、「学校の危機管理マニュアル等の評価・見直しガイドライン」⁹⁾では、取り扱う「危機」の範囲を、学校保健安全法第29条（危険等発生時対処要領の作成等）¹⁰⁾で定められた「事故、加害行為（他者の故意により児童生徒等に危害を生じさせる行為）、災害」等を対処の対象としているとし、マニュアルに定める事項は、主に突発的なケガや心停止などの事故、不審者侵入などの加害行為、自然災害や火災などの災害等を中心に記載していると説明している。しかしながら、食中毒や感染症、児童生徒等の自殺等の危機事象については、別の管轄課が公表している各種ガイドライン等を参考するように記し、その上で、各校の実情を踏まえて、これら事象への対応等を含め、一体的に危機管理マニュアルに記載しておくことも容認している⁹⁾。厚生労働省では、食中毒や感染症などの公衆衛生上の危機への対応を「健康危機管理」として捉

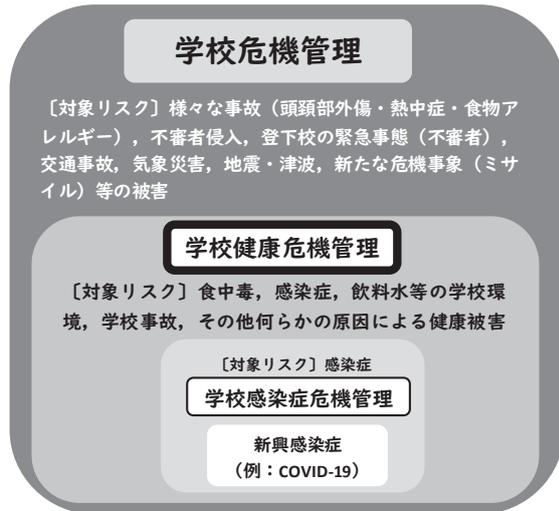


図1 学校健康危機管理の概念モデル(対象リスク：感染症の場合)

えて定義化¹¹⁾した業務を遂行しており、学校においても学校保健上の課題を健康危機管理として教職員間で共通認識した概念を形成しておく必要があることを示している。

そこで、筆者は、文部科学省の見解と厚生労働省の見解を総合して捉えれば、養護教諭の職務に関する新たな理念型を描くことができると考え、学校健康危機管理の概念モデルを考案して図1に示した。本モデルは、自然災害、不審者侵入、登下校の緊急事態（不審者）等々の従来から学校危機管理の対象とされているリスクの中から、養護教諭が中核となって対応する対象リスクを「学校健康危機管理」として独立させたものである。さらに、その中から「感染症」を対象リスクした場合の例として「学校

感染症危機管理」と命名し、児童生徒の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある危機としての「新興感染症」を示した。学校現場では、このモデルを基に、学校危機管理の対象リスクに「健康危機」が含まれていることを共通認識できる。また、現行のマニュアルの中に、「学校健康危機管理」として項立て、RCを促進するリーダーとして養護教諭を位置づけることで、情報連携や行動連携が促進していけるものと思料する。

5. まとめ

本研究では、従来から学校安全の中核を担ってきた養護教諭の危機管理への位置づけの実態と課題を明らかにした上で、学校における危機管理体制の改善に資する知見として、以下の3点を提示した。

- (1) 回答した養護教諭の8割は、管理職や同僚から学校危機管理における職務が重要視されていると認識していた。役割自認の記述データからは、RCを推進する機能を担っていることを明らかにし、その役割を自覚した実践を行う必要性について言及した。
- (2) 一方、新興感染症のパンデミックという「災害級の健康危機」の状況下にあっても、他教員との危機意識の温度差に苦慮しており、養護教諭の専門知を尊重されない中で職務を遂行している実態と課題を見出した。
- (3) 課題解決の方策として、「学校健康危機管理の概念モデル」を考案し、現行の学校危機管理マニュアルに「健康危機管理」の項目を立て、養護教諭をリーダーとして位置付けることを提案した。

倫理的配慮

本調査は、川崎医療福祉大学倫理委員会の承認を得て実施した（承認番号：22-012）。

利益相反

本論文に関連し、著者らに開示すべき利益相反に相当する事項はない。

謝 辞

- ・本研究に御協力を頂きました養護教諭の先生方、関係者の皆様に心より感謝申し上げます。
- ・本研究は、JSPS 科研費 JP20K02739（研究課題：高信頼性組織化によるレジリエンスを高める学校危機管理に関する開発的研究）の助成を受けた研究の一部である。広島市立大学教授福本昌之氏（研究代表者）及び、玉川大学教授湯藤定宗氏には共同研究者として、質問項目作成等において研究協力を得た。教育経営学という視点から養護教諭の専門性を捉えなおす視点を与えられたことに深謝いたします。

文 献

- 1) 福本昌之：学校における危機管理に関する組織論的考察—E ホルナゲルの Safety II の安全観を手がかりに—。大分大学教育学部研究紀要, 40(1), 97-112, 2018.

- 2) 文部科学省：平成30年（2018）学校の危機管理マニュアル作成の手引。
https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyou_all.pdf/, 2018.
(2024.3.3確認)
- 3) 日本学校保健会：学校保健の課題とその対応—令和2年度改訂—。
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/241>, 2021. (2024.3.11確認)
- 4) ヴェーバー：社会科学と社会政策にかかわる認識の「客観性」。岩波書店，東京，2003.
- 5) Coombs WT： *Ongoing crisis communication: Planning, managing, and responding*. 3rd ed, Sage, Los Angeles, 2012.
- 6) 佐藤元，内田博文，光石忠敬，角野文彦，郡山一明，箱崎幸也，田中良明：地域の健康危機管理を担う保健所職員等の資質向上に関する研究。
<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2008/084061/200840003B/200840003B0001.pdf>, 2009. (2024.3.3確認)
- 7) Fischhoff B： Risk Perception and Communication. In Detels R, Beaglehole M, Lansang A and Gulliford M eds, *Oxford Textbook of Public Health*, 5th ed, Oxford University Press, Oxford, 940-952, 2009.
- 8) 総務省：令和3年（2020）版 情報通信白書「新型コロナウイルス感染症の流行」。
<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r03/html/nd121100.html>, 2020.
(2024.3.9確認)
- 9) 文部科学省：令和2（2020）年度 学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン。
<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/kikikanri/kikikanri-all.pdf>, 2020.
(2024.3.11確認)
- 10) 文部科学省：学校保健安全法第29条。
<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=333AC0000000056>, 2008. (2024.3.11確認)
- 11) 厚生労働省：厚生労働省健康危機管理基本指針。
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/kenkou/sisin/index.html>, 2008. (2024.3.11確認)

(2024年5月16日受理)

The Actual Situation and Issues of the Position of *YOGO* Teachers Working in School Crisis Management

Tomoko NAMBA

(Accepted May 16, 2024)

Key words : school crisis management, *YOGO* teachers, school health crises

Abstract

The purpose of this study was to clarify the current status and challenges of the role of *YOGO* teachers in crisis management, who have traditionally played a central role in school safety. In May-June 2022, a questionnaire survey was conducted among 121 high school *YOGO* teachers in Prefecture A (response rate 46.2%). As a result, regarding their role expectations for *YOGO* teachers in school crisis management, 46 people (82.1%) answered they felt “strongly” about it, and 10 people (17.9%) answered they felt “not so strongly” about it. Regarding the school crisis management manual at the school where they work, 15 people (26.8%) answered they had been involved in creating it, 37 people (66.1%) answered it clearly specified the role of *YOGO* teachers, and 32 people (57.1%) answered that it includes items related to school health crisis management. Regarding the question of whether school health crisis management items should be included in the manual, 43 people (76.8%) answered they “strongly agree/agree”, and the reason for this was “all teachers should be aware of crisis management in the health field and respond quickly” and the need to “reconsider infectious diseases as a disaster-level school crisis.” In order to clarify the role of *YOGO* teachers in school crisis management, we believe that school health crises need to be conceptualized and shared as “health crises.”

Correspondence to : Tomoko NAMBA

Department of Health and Sport Science
Faculty of Health Science and Technology
Kawasaki University of Medical Welfare
288 Matsushima, Kurashiki, 701-0193, Japan
E-mail : t-nanba@mw.kawasaki-m.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.34, No.1, 2024 115 – 123)